

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人埼玉慈恵会

社会福祉法人埼玉慈恵会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉慈恵会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長及び業務執行理事で、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に役職、業務執行及び責任、勤務形態等に応じ、報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

【理事長の専決事項】

定款施行細則<別表1>に定める

※上記のほか、理事長は法人理念のもと、職員および地域に対しビジョンを提示し、また地域の医療福祉を担っている組織を運営することの責任の重さ、職員への成長支援、生活支援など、常にその職の責務を自任し、職員の先頭に立って問題解決、課題形成に対し、勇気をもって決断し、組織を先頭に立って率いる役を使命とする。

(報酬等の額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間5,000万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は年間 100 万円以内とする。
- 3 この法人の役員の報酬額は、別表 1「役員の報酬額」の通りとする。
- 4 この法人の評議員の報酬額は、別表 2「評議員の報酬額」の通りとする。
- 5 この法人の役員及び評議員に、役職、責務、責任、勤務形態、就任年数等を勘案し、評議員会の承認を得て退職金を支給する場合がある。

(費用弁償)

- 第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。
- 2 役員及び評議員が、法人業務のため出席する場合には、別表 3「出張旅費等」により旅費等を支給することができる。
 - 3 旅費は、実費を支給する。
 - 4 業務遂行に必要な経費を、実費として原則支給できる。

(報酬等の支給日)

- 第 6 条 理事長の報酬等（旅費等を除く。）は、毎月末日に支払うものとする。
- 2 副理事長及び業務執行理事の報酬等は、6 月末日及び 12 月末日に分けて支払うものとする。
 - 3 非常勤役員及び評議員の報酬等は 6 月末日に支払うものとする。ただし、出席報酬及び監査業務報酬は、必要の都度、支払うものとする。
 - 4 役員及び評議員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 7 条 報酬は、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

- 第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 役員の報酬額

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1. 理事長 | 年額 3,600 万円 |
| 2. 副理事長 | 年額 100 万円 |
| 3. 業務執行理事 | 年額 100 万円 |
| 4. 非常勤役員 | 年額 10 万円及び理事会又は評議員会出席の都度 5 万円 |
| 5. 監事 | 監査業務 1 回につき 2 万円 |

※但し、役員会および評議員会出席のための交通費は報酬に含まれるものとする。

別表 2 評議員の報酬額

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1. 評議員 | 年額 10 万円及び評議員会出席の都度 5 万円 |
|--------|--------------------------|

別表 3 出張旅費等

- | | |
|--------|------------|
| 1. 宿泊費 | 実費（2 万円まで） |
| 2. 旅費 | 実費 |
| 3. 日当 | なし |